

資料 3

南部町介護予防・日常生活支援総合事業説明会（H29.02.17）

事業者の指定・請求支払い

<南部町健康福祉課>

## 事業者の指定申請

介護予防訪問介護 または 介護予防通所介護の指定	総合事業の実施（平成29年4月～）		
	1. 介護予防訪問介護相当サービス	2. 軽度援助訪問サービス	3. 介護予防通所介護相当サービス
ア. 平成27年3月31日以前に指定を受けている事業者	指定申請不要 (みなし指定)	指定申請が必要	指定申請不要 (みなし指定)
イ. 平成27年4月1日以降に指定を受けた事業者	指定申請が必要	指定申請が必要	指定申請が必要

### 1. 介護予防訪問介護相当サービス

- ア. 平成27年3月31日以前に、介護予防訪問介護の指定を受けている事業者は、指定申請は不要です。（平成27年4月からみなし指定が適用。有効期間は3年。平成30年4月1日以降は南部町へ更新申請が必要）
- イ. 平成27年4月1日以降に青森県の指定を受けた「みなし指定」の対象とならない事業者は、南部町に指定申請が必要です。

### 2. 軽度援助訪問サービス

町独自基準によるサービスのため、ア. イともに南部町に指定申請が必要です。

### 3. 介護予防通所介護相当サービス

- ア. 平成27年3月31日以前に、介護予防通所介護の指定を受けている事業者は、指定申請は不要です。（平成27年4月からみなし指定が適用。有効期間は3年。平成30年4月1日以降は南部町へ更新申請が必要）
- イ. 平成27年4月1日以降に青森県の指定を受けた「みなし指定」の対象とならない事業者は、南部町に指定申請が必要です。

## 指定申請手続き

1. 指定申請書類は平成 29 年 3 月 15 日（水）までに提出をお願いします（地域包括支援センター）
2. 申請書類様式は町ホームページに掲載します。  
必要書類は各サービスごとの『指定申請に係るチェックリスト一覧』で確認してください。
3. 指定有効期間は、原則 6 年間です。  
ただし、南部町内に所在する事業所であって、すでに認定を受けている同種のサービスと一体的に事業を実施する場合に限り、指定有効期間を短縮し、同種の指定済みサービスと同時に資等更新手続きを行うことが可能です。  
指定申請書に、指定有効期間を合わせることが希望するチェック欄がありますので、ご確認ください。
4. 事業所の指定を受けるためには、各サービスにおける「人員、設備及び運営に関する基準」を満たすことが必要です。
5. 定款等について  
総合事業開始に伴い、定款等の変更が必要です。  
定款変更等の手続きに関しては、各法人所管庁（監督官庁等）へ確認してください。  
※ 定款記載例：介護保険法に基づく第 1 号訪問事業  
介護保険法に基づく第 1 号通所事業

## 各サービスの基準

### 1. 介護予防訪問介護相当サービス（サービスコードA1・A2）

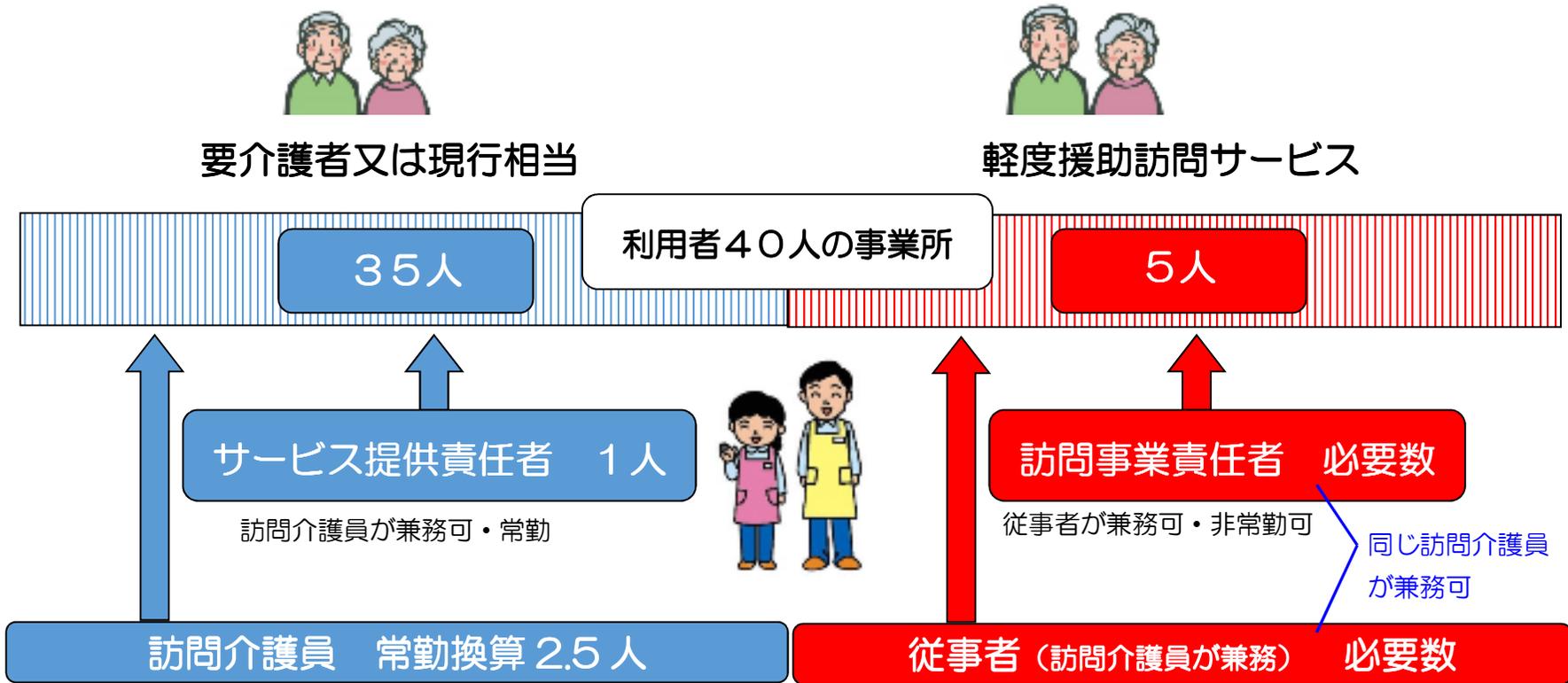
人 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者※1 常勤・専従1以上</li> <li>・訪問介護員等 常勤換算2.5以上</li> </ul> <p>【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2</li> </ul> <p>【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p> <p>※2 一部非常勤職員も可能。</p> <p>○訪問介護、介護予防訪問介護と一体的に実施する場合、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たすこと</p>
設 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</li> <li>・必要な設備・備品</li> </ul>
運 営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成</li> <li>・運営規程等の説明・同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・訪問介護員等の清潔の保持 ・健康状態の管理</li> <li>・秘密保持等 ・事故発生時の対応</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供等</li> </ul> <p>（現行の基準と同様）</p>

## 2. 軽度援助訪問サービス（サービスコードA4）

<p>人 員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 管理者 ※1 専従1以上</li> <li>• 従事者 必要数 【資格要件：介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者】</li> <li>• 訪問事業責任者 ※2 従事者のうち必要数 【資格要件：従事者に同じ】</li> </ul> <p>※1 管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。          ※2 訪問介護、介護予防訪問介護相当サービスと一体的に実施する場合は、サービス提供責任者以外の者が従事する。</p>
<p>設 備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</li> <li>• 必要な設備・備品</li> </ul>
<p>運 営</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>• 従事者又は従事者であった者の秘密保持</li> <li>• 事故発生時及び緊急時の対応</li> <li>• 廃止・休止の届出と便宜の提供</li> <li>• 必要に応じ、個別サービス計画の作成</li> <li>• サービス実績、内容等必要な書類作成、記録整備</li> </ul>
<p>提供体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所からの連絡に、適切に対応できる体制を有していること</li> </ul>

# 軽度援助訪問サービス【一体型】の人員配置例

＜訪問介護員が軽度援助訪問サービスの従事者を兼務する場合＞



常勤換算 2.5 人の計算には、軽度援助訪問サービスに従事した時間数は含まない

「要介護者又は現行相当」の常勤換算 2.5 人を確保したうえで、余剰稼働分（サ責以外）が従事者を兼務可・非常勤可

※訪問事業責任者は、サービス提供責任者とは別の職員を充ててください。

### 3. 介護予防通所介護相当サービス（サービスコードA5・A6）

<p>人 員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者※ 常勤・専従 1 以上</li> <li>・生活相談員専従 1 以上</li> <li>・看護職員専従 1 以上</li> <li>・介護職員 ～15人 専従 1 以上 15人～ 利用者 1 人に専従 0.2 以上 (生活相談員・介護職員の 1 以上は常勤)</li> <li>・機能訓練指導員 1 以上</li> </ul> <p>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p> <p>○通所介護、介護予防通所介護と一体的に実施する場合、現行と同様、従事者が専従要件を満たしているのみなし、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たすこと</p>
<p>設 備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上）</li> <li>・静養室・相談室・事務室</li> <li>・消火設備その他の非常災害に必要な設備</li> <li>・必要なその他の設備・備品</li> </ul> <p>○通所介護、介護予防通所介護と一体的に実施する場合、現行と同様、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たすこと</p>
<p>運 営</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成</li> <li>・運営規程等の説明・同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>・秘密保持等</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供等（現行の基準と同様）</li> </ul>

## 請求・支払い

### 介護予防・生活支援サービス事業費

#### 1. 事業者指定により実施するサービスは、事業者が国保連へ請求します。

請求の際は総合事業のサービスコードを使用することになります。総合事業に切り替わった方については、サービスコード（61→A1・A2 65→A5・A6）を変更して給付管理を行ってください。

請求の際は、サービスコードをよく確認してください。（エラーによる返戻の可能性あり）

	国のサービス類型	サービス名称（南部町）	サービスコード	備考
①	訪問介護 （現行の訪問介護相当）	介護予防訪問介護相当サービス	A1（みなし・国基準）	
			A2（独自・現行相当）	
②	訪問型サービスA （緩和した基準による）	軽度援助訪問サービス	A4（独自・緩和基準）	
③	通所介護 （現行の通所介護相当）	介護予防通所介護相当サービス	A5（みなし・国基準）	平成30年4月からは全 事業所がA6を使用
			A6（独自・現行相当）	

※ 単位数サービスコード表は資料5のとおり。

#### 2. 生活保護法における介護扶助について

介護予防・生活支援サービス事業の全てのサービスが給付対象となっています。

## 事業所システムへのサービスコード登録

サービスコードマスタ（CSVデータ）を町ホームページで公開しますので、事業所のシステムに取り込んで登録してください。

### ○ 町から提供するサービスコードマスタ

- A2（独自・現行相当） 介護予防訪問介護相当サービス
- A4（独自・緩和基準） 軽度援助訪問サービス
- A6（独自・現行相当） 介護予防通所介護相当サービス

### ○ 国基準マスタ（訪問A1、通所A5）は国保中央会から頒布

取り込み操作方法については、各システム業者へ確認してください。